

「除染の作業」を目的とする事業に係る労災保険の適用について

「除染の作業」とは、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質で汚染された土壌・草木・工作物等に対して行う土壌等の除去等の作業をいい、高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去等の作業も含まれる。

発注者
(地方自治体・主管行政庁等)



受注者
建設業者・清掃業者・NPO法人等が請負契約や委託契約により受注した「除染の作業」

Q:当該事業が建設事業の態様を伴う作業(※1)が主ですか？

いいえ(主が建設以外)

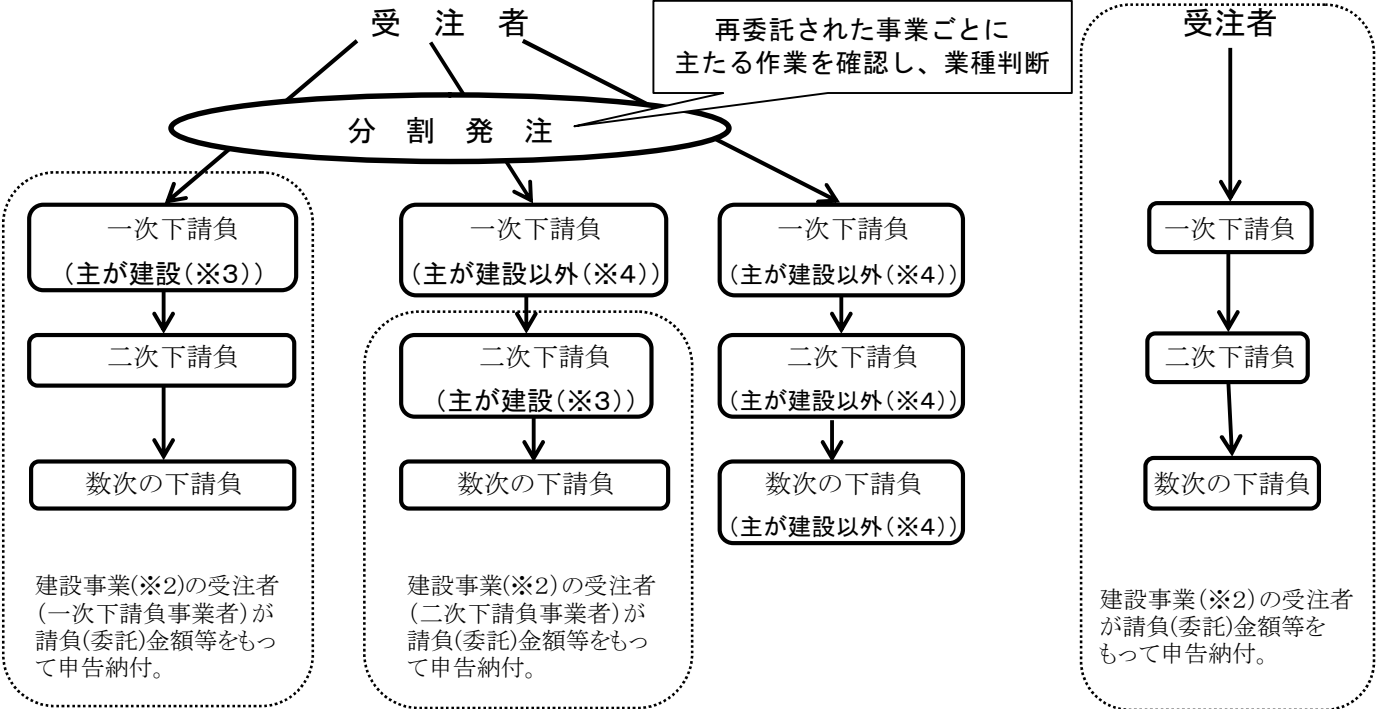
はい(主が建設)

主が建設以外の場合

主たる作業に係る事業として保険関係成立。
ただし、既に保険関係が成立している事業を主として行う場合(例:清掃業として既に労災保険の保険関係が成立している事業場が、当該事業において、主たる作業として清掃を行う場合)は、継続事業(出張作業)の適用を受ける。
さらに分割発注している場合の適用関係は、下図のとおり。

主が建設の場合

建設事業(※2)として保険関係成立



※1 屋根上や足場での作業、ゴンドラや高所作業車を使用する等の高所作業、バックホー、ブルドーザー等の重機を使用する作業等。

※2 建設事業の細目の適用については、それぞれの工事、作業に従事する労働者の賃金総額の多寡をもって判断する。

※3 当該建設事業を受注した最先次の事業主のみを当該事業の事業主とする(「請負事業の一括」の適用)。

※4 継続事業(出張作業)として、作業に従事する労働者の賃金総額をもって申告納付。